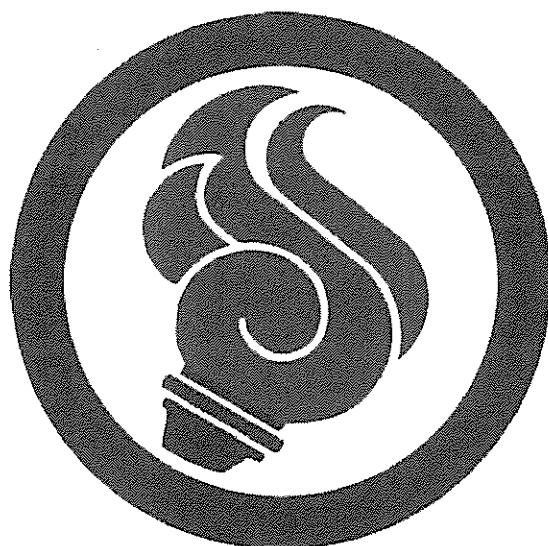


第76回国民体育大会 三重県準備委員会

第11回 常任委員会



とこまる

三重とこわか国体

第76回国民体育大会 ときめいて人 かがやいて未来 2021

平成30年3月19日(月)

ホテルグリーンパーク津

6階 伊勢の間

第76回国民体育大会三重県準備委員会 第11回 常任委員会 次第

期日：平成30年3月19日（月）

時間：13：30～14：30

場所：ホテルグリーンパーク津
6階 伊勢の間

1 開会

2 委員長あいさつ

3 イメージソング・ダンスの披露

4 報告事項

（報告事項1）第76回国民体育大会 三重県準備委員会 開催準備経過 …… P 2

（報告事項2）開催準備に関する要項の策定について（競技別リハーサル大会
開催基準要項、宿泊施設充足対策要項、防疫対策要項、
食品衛生対策要項、環境衛生対策要項） …… P 7

（報告事項3）第76回国民体育大会 競技施設基準の改定について …… P 13

（報告事項4）国民体育大会水泳競技「シンクロナイズドスイミング」種目名称
の変更について …… P 14

5 審議事項

（第1号議案）第76回国民体育大会 会場地市町第七次選定（案） …… P 15

（第2号議案）第76回国民体育大会 デモンストレーションスポーツ実施競技
選択及び会場地市町第三次選定（案） …… P 21

（第3号議案）会場地市町における開催予定施設の変更について（案） …… P 29

（第4号議案）第76回国民体育大会 式典基本方針（案） …… P 31

（第5号議案）第76回国民体育大会 警備・消防防災基本計画（案） …… P 34

（第6号議案）常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項 変更（案） …… P 39

6 その他

今後の国体開催準備スケジュールについて …… P 41

7 閉会

【参考資料】

・第76回国民体育大会三重県準備委員会 会則 …… P 42

・第76回国民体育大会三重県準備委員会 常任委員会委員名簿 …… P 46

報告事項

第76回国民体育大会三重県準備委員会 開催準備経過

年度	月	日	開催準備	主 な 内 容
平成 23 年度	8	24	県体育協会からの要望	三重県体育協会から、平成33年の国民体育大会の開催について、知事、県教育長に対して、要望がなされました。
	9	1		同じく、県議会議長に対して、要望がなされました。
	9	14	県議会における招致表明	第3回定例会において、知事が平成33年の第76回国民体育大会について招致表明をしました。
	10	18	県議会における決議	県議会において、「第76回国民体育大会の招致に関する決議」が決議されました。
	11	15	開催要望書の提出	開催招致表明等を受けて、県、県教育委員会、県体育協会の連名により、文部科学省、日本体育協会に開催要望書を提出しました。
	1	11	本県開催の内々定	日本体育協会 理事会において、平成33年第76回国民体育大会の本県開催が内々定されました。
平成 24 年度	8	31	三重県準備委員会設立総会、第1回総会の開催	三重県準備委員会が設立され、「開催基本方針」、「事業計画」、「収支予算」、「総会から常任委員会への委任事項」について審議し、決定しました。
			第1回常任委員会の開催	「会場地市町選定基本方針」、「県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」、「競技施設整備基本方針」、「競技役員等養成基本方針」、「広報基本方針」等について審議し、決定しました。
	10	15	第1回総務企画専門委員会の開催	「会場地の選定に向けた取組に係る基本的な考え方」について審議しました。
	10	16	第1回施設専門委員会の開催	「競技施設基準」(案)について審議しました。
	10	19	第1回市町連絡調整会議、第1回競技団体連絡調整会議の開催	「会場地の選定に向けた取組に係る基本的な考え方」について説明し、市町、及び競技団体に対して、会場地選定の作業に着手するよう要請しました。
	2	25	第1回競技専門委員会の開催	「競技役員等編成基本方針」(案)、「競技役員等養成基本計画」(案)について審議しました。
平成 25 年度	5	17	第2回総務企画専門委員会の開催	「開催準備総合計画」(案)、「県及び会場地市町の業務分担・経費負担細目」(案)、「会場地市町一次選定候補」(案)について審議しました。
	5	29	第2回常任委員会の開催	「会場地市町一次選定」、「開催準備総合計画」、「県及び会場地市町の業務分担・経費負担細目」、「競技施設基準」等について審議し、決定しました。
	7	2	第2回総会の開催	「事業報告」、「収支決算」、「事業計画」、「収支予算」、について審議し、決定しました。

	7	8	第2回市町連絡調整会議の開催	「会場地市町一次選定」、「二次選定以降の進め方」、「中央競技団体正規視察の取組」等について説明しました。
			第2回競技団体連絡調整会議の開催	「会場地市町一次選定」、「二次選定以降の進め方」、「中央競技団体正規視察の取組」、「競技役員編成・養成に関する基礎調査」等について説明しました。
	9	11	第1回広報・県民運動専門委員会の開催	「広報基本計画」(案)、「効果的な広報活動」について審議しました。
	3	14	第3回総務企画専門委員会の開催	「会場地市町二次選定候補」(案)、「公開競技実施基本方針」(案)について審議しました。
			第2回競技専門委員会の開催	「競技運営基本方針」(案)について審議しました。
	3	25	第3回常任委員会の開催	「会場地市町第二次選定」、「公開競技実施基本方針」、「競技運営基本方針」、「広報基本計画」について審議し、決定しました。
平成 26 年度	5	16	第3回市町連絡調整会議の開催	「会場地市町第三次選定並びに第四次選定」、「公開競技の実施」、「中央競技団体正規視察」等について説明しました。
			第3回競技団体連絡調整会議の開催	「会場地市町第三次選定並びに第四次選定」、「中央競技団体正規視察」、「役員養成事業の実施」等について説明しました。
	7	17	第3回総会の開催	「事業報告」、「収支決算」、「事業計画」、「収支予算」について審議し、決定しました。
	8	12	第4回市町連絡調整会議の開催	「国体開催における施設整備補助制度」等について説明しました。
	9	10	第4回総務企画専門委員会の開催	「会場地市町第三次選定候補」(案)、「公開競技会場地市町第一次選定候補」(案)、「総合開・閉会式会場地選定候補」(案)について審議しました。
	9	17	第4回常任委員会の開催	「会場地市町第三次選定」、「公開競技会場地市町第一次選定」、「総合開・閉会式会場地選定」について審議し、決定しました。
	1	20	第5回市町連絡調整会議の開催	「中央競技団体正規視察」、「競技用具整備の概要」、「国体開催における施設整備補助」等について説明しました。
			第4回競技団体連絡調整会議の開催	「中央競技団体正規視察」、「競技用具整備の概要」等について説明しました。
	2	19	第2回広報・県民運動専門委員会の開催	「県民運動基本方針」(案)、「愛称・スローガンの制定」等について審議しました。
	3	13	第3回競技専門委員会の開催	「競技用具整備基本方針」(案)、「競技用具整備要項」(案)、「デモンストレーションスポーツ実施基本方針」(案)について審議しました。

	3	13	第5回総務企画専門委員会の開催	「開催基本構想策定の進め方について」(案)、「会場地市町第四次選定候補」(案)、「会場地市町における開催予定施設の変更について」(案)、「公開競技会場地市町第二次選定候補」(案)について審議しました。
	3	18	第5回常任委員会の開催	「開催基本構想策定の進め方」を報告し、「会場地市町第四次選定」、「公開競技会場地市町第二次選定」、「デモンストレーションスポーツ実施基本方針」、「県民運動基本方針」、「競技用具整備基本方針」、「常任委員会から専門委員会への付託事項および委任事項 変更」等について審議し、決定しました。
平成 27 年度	4	27	第6回市町連絡調整会議の開催	「中央競技団体正規視察に向けた準備」、「開催基本構想策定」等について説明しました。
	5	14	第5回競技団体連絡調整会議の開催	「中央競技団体正規視察に向けた準備」、「競技役員等養成事業」等について説明しました。
	7	16	第6回総務企画専門委員会の開催	「会場地市町第五次選定候補」(案)、「公開競技会場地市町第三次選定候補」(案)、「開催基本構想(素案)(案)」について審議しました。
	7	16	第3回広報・県民運動専門委員会の開催	「県民運動基本計画」(案)、「愛称・スローガンの選定」(案)について審議しました。
	7	27	第6回常任委員会の開催	「マスコットキャラクターの募集」を報告し、「会場地市町第五次選定」、「公開競技会場地市町第三次選定」、「開催基本構想(素案)」、「県民運動基本計画」、「愛称・スローガンの選定」について審議し、決定しました。
	7	27	第4回総会の開催	「事業報告」、「収支決算」、「事業計画」、「収支予算」について審議し、決定しました。
	8	10	中央競技団体による正規視察の開始(順次実施)	国民体育大会正式競技及び特別競技にかかる中央団体の正規視察を開始しました。
	12	15	第1回輸送・交通専門委員会の開催	「輸送・交通基本方針」(案)について審議しました。
	12	25	第1回警備・消防専門委員会の開催	「警備・消防防災基本方針」(案)について審議しました。
	1	19	第7回総務企画専門委員会の開催	「会場地市町第六次選定候補」(案)、「開催基本構想(最終案)(案)」について審議しました。
1	19	第4回広報・県民運動専門委員会の開催	「マスコットキャラクターの選定」(案)について審議しました。	

	1	25	第7回常任委員会の開催	「マスコットキャラクター愛称及び規定書体の募集、選定」、「デモンストレーションスポーツの募集」を報告し、「会場地市町第六次選定」、「開催基本構想」、「マスコットキャラクターの選定」、「輸送・交通基本方針」、「警備・消防防災基本方針」等について審議し、決定しました。
平成 28 年度	5	10	第7回市町連絡調整会議及び第6回競技団体連絡調整会議の開催	「第76回国民体育大会の会期」、「マスコット展開形に関するデザイン確認依頼」、「施設及び競技用具に関する調査」等について説明しました。
	6	1	開催申請書の提出	県体育協会会長、県知事、県教育委員会の連名により、日本体育協会、文部科学省に開催申請書を提出しました。
	7	20	本県開催の内定	日本体育協会 理事会において、平成33年第76回国民体育大会の本県開催が内定されました。
	7	21	第5回広報・県民運動専門委員会の開催	「マスコットキャラクター愛称の入選作品」(案)について審議しました。
	7	22	第1回宿泊専門委員会の開催	「宿泊基本方針」(案)、「宿泊基本計画」(案)について審議しました。
	8	2	第8回常任委員会の開催	「宿泊基本方針」、「宿泊基本計画」、「マスコットキャラクター愛称の選定」について審議し、決定しました。
	8	2	第5回総会の開催	「事業報告」、「収支決算」、「事業計画」、「収支予算」について審議し、決定しました。
	12	22	第6回広報・県民運動専門委員会の開催	「イメージソングの制作手続きについて」、「三重とこわか国体イメージソング募集要項」等について審議し、決定しました。
	2	1	第8回市町連絡調整会議及び第7回競技団体連絡調整会議の開催	「第76回国民体育大会の会期の決定に向けた取組」、「競技会の開催に向けた取組」、「宿泊及び輸送に関する取組」等について説明しました。
	2	17	第8回総務企画専門委員会の開催	「大会会期案」(案)、「デモンストレーションスポーツ実施競技選択及び会場地市町第一次選定候補」(案)について審議しました。
	3	1	第2回輸送・交通専門委員会の開催	「輸送・交通基本計画」(案)について審議しました。
	3	3	第1回医事・衛生専門委員会の開催	「医事・衛生基本方針」(案)、「医事・衛生基本計画」(案)について審議しました。
	3	27	第9回常任委員会の開催	「デモンストレーションスポーツ実施競技選択及び会場地市町第一次選定」、「輸送・交通基本計画」、「医事・衛生基本方針」、「医事・衛生基本計画」について審議し、決定しました。

平成 29 年度	5	10	第9回市町連絡調整会議及び第8回競技団体連絡調整会議の開催	「三重とこわか国体の大会会期及び競技別会期の決定までのスケジュール」、「イメージソングの制作」、「会場地市町における配宿業務」等について説明しました。
	7	4	第9回総務企画専門委員会の開催	「デモンストレーションスポーツ実施競技選択及び会場地市町第二次選定候補」（案）について審議しました。
	7	11	第7回広報・県民運動専門委員会の開催	「イメージソング最優秀賞候補について」（案）について審議しました。
	7	31	第10回常任委員会の開催	「デモンストレーションスポーツ実施競技選択及び会場地市町第二次選定」、「募金・企業協賛基本方針」、「イメージソングの選定」について審議し、決定しました。
	7	31	第6回総会の開催	「事業報告」、「収支決算」、「事業計画」、「収支予算」について審議し、決定しました。
	1	31	第10回市町連絡調整会議の開催	「広報・県民運動の取組状況」、「福井しあわせ元気国体の開催日程」等について説明しました。
	2	13	第2回警備・消防専門委員会の開催	「警備・消防防災基本計画」（案）について審議しました。
	2	14	第2回医事・衛生専門委員会の開催	「防疫対策要項」、「食品衛生対策要項」、「環境衛生対策要項」について審議し、決定しました。
	2	15	第10回総務企画専門委員会の開催	「会場地市町第七次選定候補」（案）、「デモンストレーションスポーツ実施競技選択及び会場地市町第三次選定候補」（案）、「会場地市町における開催予定施設の変更について」（案）、「競技別リハーサル大会開催基準要項」（案）について審議しました。
	2	16	第2回宿泊専門委員会の開催	「宿泊施設充足対策要項」について審議し、決定しました。
	2	27	第1回式典専門委員会の開催	「式典基本方針」（案）について審議しました。
	2	27	第3回輸送・交通専門委員会の開催	輸送・交通業務における課題について意見交換しました。
	3	2	第2回施設専門委員会の開催	「競技施設基準の改定」について審議し、決定しました。

第 76 回国民体育大会 競技別リハーサル大会開催基準要項

1 趣旨

この要項は、「第 76 回国民体育大会競技運営基本方針」に基づき、会場地市町と関係競技団体が、三重とわか国体（以下「国体」という。）における各競技会の円滑な運営に資するために実施する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）に関して、基本的な事項を定める。

2 目的

リハーサル大会は、会場地市町及び関係競技団体の競技会運営能力の向上を図り、国体の円滑な開催に資することを目的とし、開催にあたっては県民の国体及び各種競技に対する関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。

3 リハーサル大会の開催

- (1) リハーサル大会は、会場地市町及び関係競技団体が協議のうえ、開催が必要と合意した場合に実施できるものとし、三重県準備委員会（以下「県委員会」という。）が開催を承認した大会とする。
- (2) リハーサル大会は、1 種目につき 1 回実施できるものとし、開催期間は、平成 32 年度から国体開催までの間とする。

4 リハーサル大会の運営

- (1) リハーサル大会は、国体における各競技会を念頭に、会場地市町及び関係競技団体が協力し、創意工夫により簡素で効率的な運営を行うものとする。
- (2) リハーサル大会の会場は、原則として国体と同会場とする。
- (3) 複数の会場地市町で共同開催する場合は、業務分担等について綿密な調整を図り、円滑な大会運営に努めるものとする。

5 リハーサル大会の経費

リハーサル大会は、華美、過大にならないように留意し、その経費については目的が達成できる必要最小限にとどめるものとする。

6 開催の手続き

リハーサル大会の開催について、関係競技団体と合意した会場地市町は、県委員会に開催承認申請書を提出し、承認を求めるものとする。
なお、提出する申請書及び提出期間については別に定める。

7 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

第 76 回 国民 体育 大会 宿泊 施設 充足 対策 要 項

1 趣 旨

この要項は、第 76 回 国民 体育 大会 (以下「大会」という。) 宿泊 基本 計画 に 基 づ き、大会 に 参 加 す る 選 手 ・ 監 督、役 員、視 察 員、報 道 員 及 び そ の 他 関 係 者 (以下「大会 参 加 者」という。) の 宿 舎 の 充 足 対 策 及 び そ の 実 施 に 関 す る 基 本 的 事 項 を 定 め る。

2 実 施 方 法

会 場 地 市 町 は、県 準 備 委 員 会 及 び 関 係 機 関 ・ 団 体 等 と 緊 密 な 連 携 を 図 る と と も に、交 通 状 況 や 各 種 衛 生 対 策、各 地 域 の 実 情 等 を 十 分 に 考 慮 し た 上 で、以 下 の 実 施 項 目 に よ り 宿 舎 の 充 足 対 策 を 実 施 す る も の と す る。

3 実 施 項 目

(1) 営 業 宿 泊 施 設 の 客 室 提 供 の 促 進

当 該 会 場 地 市 町 内 の 営 業 宿 泊 施 設 (旅 館 業 法 の 許 可 を 受 け て 営 業 を 行 う ホ テ ル、旅 館 及 び 簡 易 宿 所 を いう。以 下 同 じ。) を 最 大 限 に 確 保 す る た め、関 係 団 体 や 個 々 の 営 業 宿 泊 施 設 に 対 し、客 室 提 供 に つ い て 協 力 を 依 頼 す る。

ま た、学 校 及 び 民 間 団 体 等 に 対 し て、多 数 の 宿 泊 を 伴 う イ ベ ン ト 等 の 開 催 の 自 粛 を 依 頼 す る。

(2) 広 域 配 宿

広 域 配 宿 (近 隣 市 町 の ホ テ ル、旅 館 等 の 利 用 を いう。以 下 同 じ。) を 希 望 す る 場 合 は、以 下 に よ り 円 滑 な 実 施 を 図 る。

① 関 係 機 関 と の 協 議

競 技 運 営 上 へ の 支 障 の 有 無 や 配 宿 の 可 否 等 に つ い て、受 け 入 れ 市 町 及 び 県 準 備 委 員 会 と 協 議 す る も の と し、県 準 備 委 員 会 は、広 域 配 宿 を 希 望 す る 会 場 地 市 町 と 受 け 入 れ 市 町 間 の 調 整 を 行 う。

② 業 務 分 担 及 び 経 費 負 担

広 域 配 宿 の 実 施 に 伴 う 大 会 参 加 者 の 輸 送 業 務 等 は、広 域 配 宿 を 実 施 す る 会 場 地 市 町 が 担 当 し、こ れ に 要 す る 経 費 も 負 担 す る。

(3) 転 用 施 設

転 用 施 設 (当 該 会 場 地 市 町 内 の 公 共 施 設、寮 ・ 保 養 所、寺 社 等 を いう。以 下 同 じ。) の 利 用 を 希 望 す る 場 合 は、以 下 に よ り 円 滑 な 実 施 を 図 る。

① 転 用 施 設 の 選 定

次 に 掲 げ る 事 項 に 留 意 し、選 定 す る。

ア) 施 設 管 理 者 等 に 対 し、趣 旨 を 十 分 説 明 し た 上 で、転 用 施 設 を 選 定 す る。

イ) 水 道 設 備 (上 水 道 ・ 簡 易 水 道 ・ 専 用 水 道) が 完 備 さ れ て い る こ と。た だ し、水 道 設 備 が な い 場 合 は、水 質 検 査 等 に よ っ て 安 全 な 飲 料 水 が 確 保 で き る こ と。

ウ) 入 浴 設 備 を 有 す る か、ま た は 近 隣 の 公 衆 浴 場 等 の 入 浴 施 設 が 利 用 で き る こ と。

- エ) 食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等が利用できること。
- オ) 衛生上良好な環境が整備されていること。
- カ) 原則として、増改築又は修繕を必要としないこと。
- キ) ミーティングが可能なスペースの確保についても配慮する。

② 配宿条件

次に掲げる事項を配宿条件とする。

- ア) 選手・監督を対象とする。
- イ) 都道府県チーム毎で1施設、もしくは隣接する宿泊施設とする。

(4) 国体民泊

民泊（民家等の利用をいう。以下同じ。）を希望する場合は、以下により円滑な実施を図る。

① 民泊協力地区の設定

複数の受け入れ家庭が一体となって民泊を実施することから、自治会、町内会などを単位とする民泊協力地区を設定する。

② 民泊協力組織の設置

民泊協力地区に、受け入れ家庭への支援をはじめ、食事の準備や環境美化、選手の歓迎・応援等、民泊を円滑に推進するための民泊協力組織を設置する。

③ 民泊推進連絡組織の設置

各民泊協力組織及び関係団体との連携を図るため、必要に応じ民泊推進連絡組織を設置する。

④ 受け入れ家庭の選定

次に掲げる事項に留意し、選定する。

- ア) 民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、民泊の趣旨を十分説明した上で、受け入れ家庭を選定する。
- イ) その他、転用施設の選定項目に準じて選定する。

⑤ 配宿条件

次に掲げる事項を配宿条件とする。

- ア) 選手・監督を対象とする。
- イ) 競技での公平性を保つため、競技毎又は種別毎とする。
- ウ) 受け入れ家庭1軒につき、2～3人程度とする。
- エ) 都道府県別チーム毎で1民泊協力地区、もしくは1民泊協力組織とする。

⑥ 受け入れ体制の推進

民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、食事の提供、食品の調達、不足物品等の調達、医事衛生等の受け入れ体制の推進に努める。

4 その他

この要項に定めるもののほか、大会参加者の宿舎の充足対策に関して必要な事項は、県準備委員会と会場地市町が協議して定める。

第 76 回 国民体育大会 防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本計画に基づき、大会における防疫対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会、会場地市町及び関係機関・団体は、相互に連絡調整を図り、防疫対策を実施する。

3 実施項目

防疫対策は、次の事項を実施するものとする。

(1) 防疫体制の整備

① 緊急連絡体制の整備

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

② 感染症の発生予防

ア 大会参加者等における感染症の発生を予防するため、感染症に関する情報の収集及び提供を実施する。

イ 大会参加者等が利用する宿泊施設及び食品提供施設に対し、従事者等の健康管理や健康診断の励行を図る。

③ 感染症患者の発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、感染症のまん延防止のため、感染症に関する法令等に基づき必要な措置を講じる。

(2) 防疫に関する啓発

① 広報活動の実施

大会参加者等の感染症の発生を予防するため、各種広報物品の作成や配布、ホームページ等の活用により、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

② 衛生講習等の実施

大会参加者等が利用する宿泊施設及び食品提供施設の従事者等を対象に、感染症の発生予防についての周知や衛生講習等を実施する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 新型インフルエンザ等への対策については、県及び市町が別に定める行動計画及びマニュアル等による。

第 76 回 国民体育大会 食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本計画に基づき、大会における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会、会場地市町及び関係機関・団体等は、相互に連絡調整を図り、食品衛生対策を実施する。

3 実施項目

食品衛生対策は、次の事項を実施するものとする。

(1) 食品衛生管理体制の整備

① 緊急連絡体制の整備

大会参加者等に食品に関する問題が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

② 衛生管理の徹底

大会参加者等が利用する宿泊施設及び食品提供施設に対し、監視指導を行い衛生管理の徹底を図る。

③ 自主的な衛生管理体制の推進

大会参加者等が利用する宿泊施設及び食品提供施設に対し、自主的な衛生管理体制の促進を図る。

④ 食品に関する問題の発生時の措置

大会参加者等に食品に関する問題が発生した場合には、食品衛生に関する法令等に基づき必要な措置を講じる。

(2) 食品衛生に関する啓発

① 広報活動の実施

食品衛生の向上を図るため、各種広報物品の作成や配布、ホームページ等の活用により、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

② 食品衛生講習等の実施

大会参加者等が利用する宿泊施設及び食品提供施設の従事者等を対象に、施設の衛生的な管理や運営、食品の衛生的な管理方法等についての周知や食品衛生講習等を実施する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第 76 回 国民体育大会 環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本計画に基づき、大会における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会、会場地市町及び関係機関・団体等は、相互に連絡調整を図り、環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

環境衛生対策は、次の事項を実施するものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

- ① 総合開・閉会式会場及び競技・練習会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。
- ② 会場地の処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理及びリサイクルを推進する。

(2) 会場及びその周辺の美化

- ① 大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、総合開・閉会式会場、競技・練習会場及びその周辺等の清掃を実施する。
- ② 仮設を含む会場施設を衛生的に管理する。

(3) 環境衛生に関する啓発

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、各種広報物品の作成や配布、ホームページ等の活用により、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

4 その他

この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第 76 回国民体育大会 競技施設基準の改定について

第 76 回国民体育大会競技施設基準について、次の理由により、下記の競技について競技施設基準等の改定及び追加を行いました。

- ① 「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」(平成 26 年 6 月)による競技種目の追加
- ② (公財) 日本体育協会が定める国民体育大会開催基準要項細則の改定

理由	競技名	改定・追加内容
オリンピック対策・実行計画	水泳	○オープンウォータースイミングに係る競技施設基準・摘要の追加 ○水球(女子)に係る競技施設基準の追加
	バレーボール	○ビーチバレーボールに係る競技施設基準・摘要の追加
	体操	○トランポリンに係る競技施設基準・摘要の追加
国民体育大会開催基準要項細則の改定	自転車	○規定のロードレースコースに関する基準の変更 (改定前) 1 周 20km~30km の周回ロードコース (改定後) 1 週の周長が少なくとも 10km 以上であり、10~15km を原則とする周回ロードコース
	柔道	○試合場に関する摘要の変更 (改定前) 試合場は床面から 50cm 上げたところに設置する。 (改定後) 試合場は原則として床面に直接畳を設置する。ただし、床面が固く、弾力が無い場合はかさ上げをするなど、選手の安全を考慮して設置する。
	トライアスロン	○規定のコース(スイム 1.5 km、バイク 40 km、ラン 10 km)の距離に関する摘要の変更 (改定前) 記載なし (改定後) スプリントディスタンス(スイム 0.75 km、バイク 20 km、ラン 5 km)でも可能とする。

国民体育大会水泳競技「シンクロナイズドスイミング」 種目名称の変更について

平成30年3月2日に開催された(公財)日本体育協会国民体育大会委員会において、水泳競技「シンクロナイズドスイミング」の種目名称が、次のとおり変更されることとなりました。

1 変更内容

現行

変更後

「シンクロナイズドスイミング」 ⇒ 「アーティスティックスイミング」

2 変更の理由

国際水泳連盟の規則改正により、平成29年9月12日付で「アーティスティックスイミング」に名称が変更されることに伴い、(公財)日本水泳連盟では、平成30年4月1日から規則改正を適用し「アーティスティックスイミング」に改定することが決定したため。

3 変更の適用時期

本年開催される第73回国民体育大会(福井しあわせ元気国体)から適用

4 本県の対応

水泳競技「シンクロナイズドスイミング」の種目名称の変更について関係機関に周知するとともに、県民の皆さんに対しては、引き続き「アーティスティックスイミング」を含めた国体実施競技の周知を進めていきます。

審議事項

第76回国民体育大会 会場地市町第七次選定（案）

【市町別】

	市町	競技（種目）		種別	開催予定施設（※1）	オリンピック追加対象（※2）	
						種目	種別
1	津市	バレーボール	ビーチバレーボール	全種別	津市御殿場海岸特設会場（☆）	○	
		レスリング		女子	津市産業・スポーツセンター（メッセウイング・みえ）		○
2	四日市市	サッカー		少年男子	四日市大学第1グラウンド（☆）		
		体操	トランポリン	全種別	中央緑地新体育館	○	
		自転車	トラック・レース	女子	四日市競輪場		○
3	鈴鹿市	水泳	水球	女子	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（水泳場）		○
		ラグビーフットボール		女子	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（サッカー・ラグビー場）		
4	名張市	ホッケー		全種別	（仮称）名張市民ホッケー場（☆）		
5	尾鷲市	水泳	オープンウォータースイミング	全種別	尾鷲市三木里海水浴場（☆）	○	
6	亀山市	ウェイトリフティング		女子	亀山市西野公園体育館		○
7	いなべ市	自転車	ロード・レース	女子	いなべ市特設ロードレースコース		○
8	志摩市	ボクシング		成年女子	阿児アリーナ		○

（※1） 「開催予定施設」欄に「☆」がある施設は、今回の選定で初めて競技会場となる施設です。

（※2） 「オリンピック追加対象」欄に「○」の記載がある競技は、（公財）日本体育協会の「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に伴う正式競技導入対象となる競技です。

【競技別】

	競技（種目）		種別	市町	開催予定施設（※1）	オリンピック追加対象（※2）	
						種目	種別
1	水泳	水球	女子	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（水泳場）		○
		オープンウォータースイミング	全種別	尾鷲市	尾鷲市三木里海水浴場（☆）	○	
2	サッカー		少年男子	四日市市	四日市大学第1グラウンド（☆）		
3	ホッケー		全種別	名張市	（仮称）名張市民ホッケー場（☆）		
4	ボクシング		成年女子	志摩市	阿児アリーナ		○
5	バレーボール	ビーチバレーボール	全種別	津市	津市御殿場海岸特設会場（☆）	○	
6	体操	トランポリン	全種別	四日市市	中央緑地新体育館	○	
7	レスリング		女子	津市	津市産業・スポーツセンター（メッセウイング・みえ）		○
8	ウエイトリフティング		女子	亀山市	亀山市西野公園体育館		○
9	自転車	トラック・レース	女子	四日市市	四日市競輪場		○
		ロード・レース		いなべ市	いなべ市特設ロードレースコース		
10	ラグビーフットボール		女子	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（サッカー・ラグビー場）		○

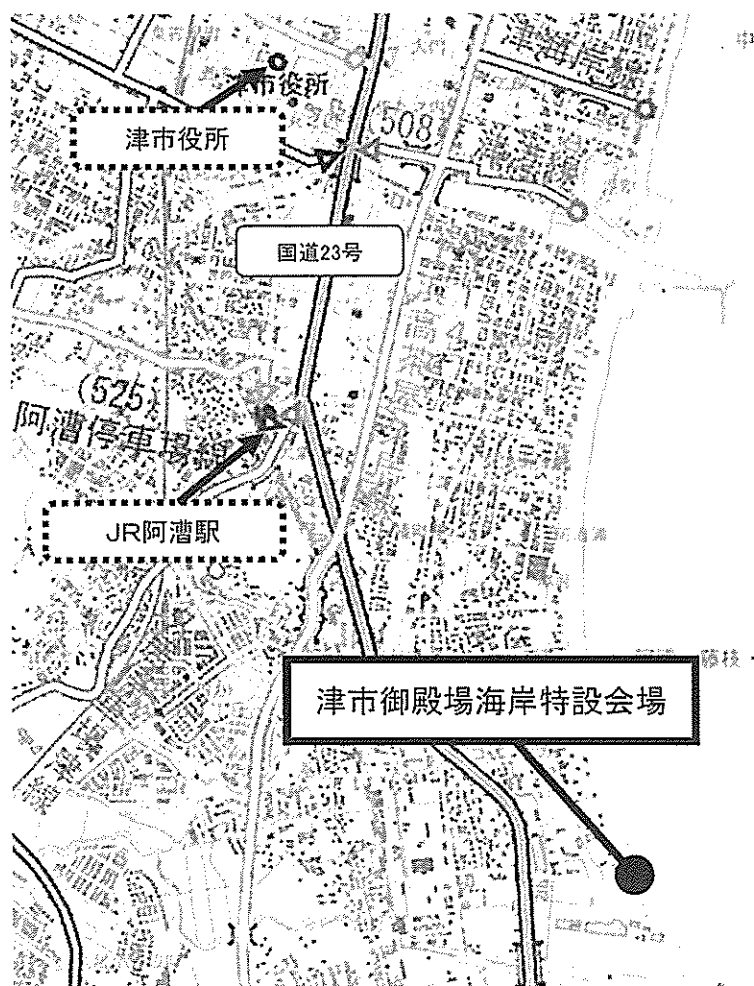
（※1） 「開催予定施設」欄に「☆」がある施設は、今回の選定で初めて競技会場となる施設です。

（※2） 「オリンピック追加対象」欄に「○」の記載がある競技は、（公財）日本体育協会の「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に伴う正式競技導入対象となる競技です。

会場地市町第七次選定（案） 施設概要

会場地市町	津市
会場施設	津市御殿場海岸特設会場
競技(種別)	バレーボール(ビーチバレーボール)(全種別)

【位置図】



【現況】

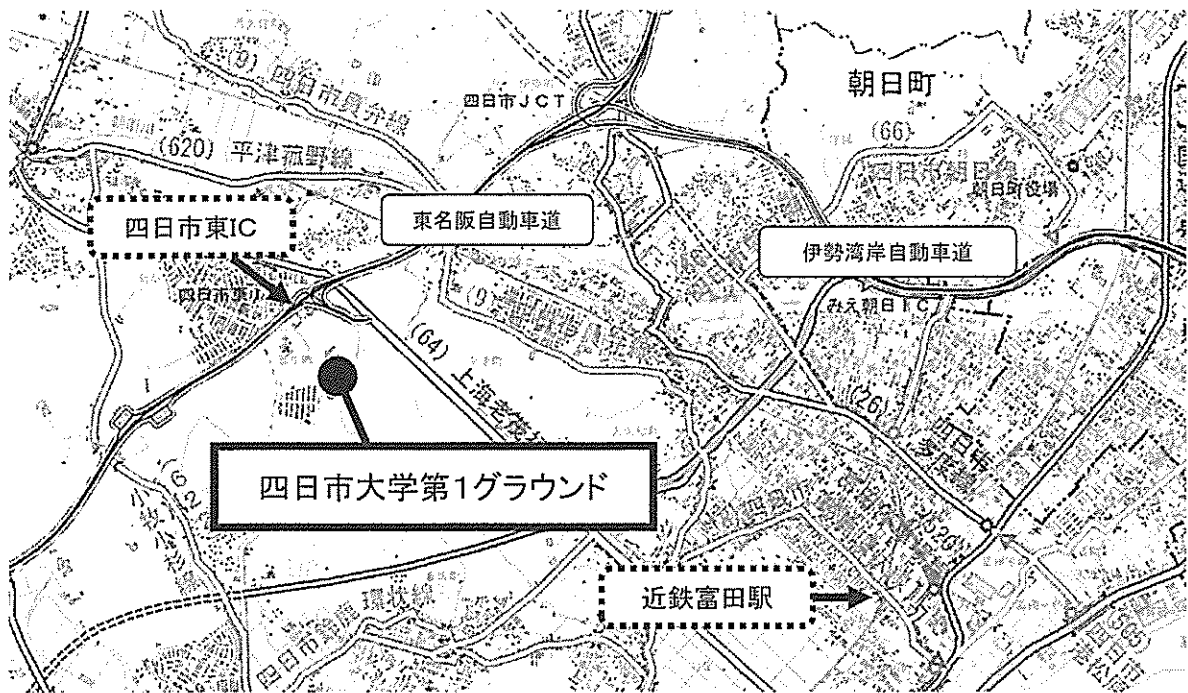


〔住所〕津市藤方 地内

〔交通〕伊勢自動車道 津ICより車で20分
JR阿漕駅より車で15分

会場地市町	四日市市
会場施設	四日市大学第1グラウンド
競技(種別)	サッカー(少年男子)

【位置図】



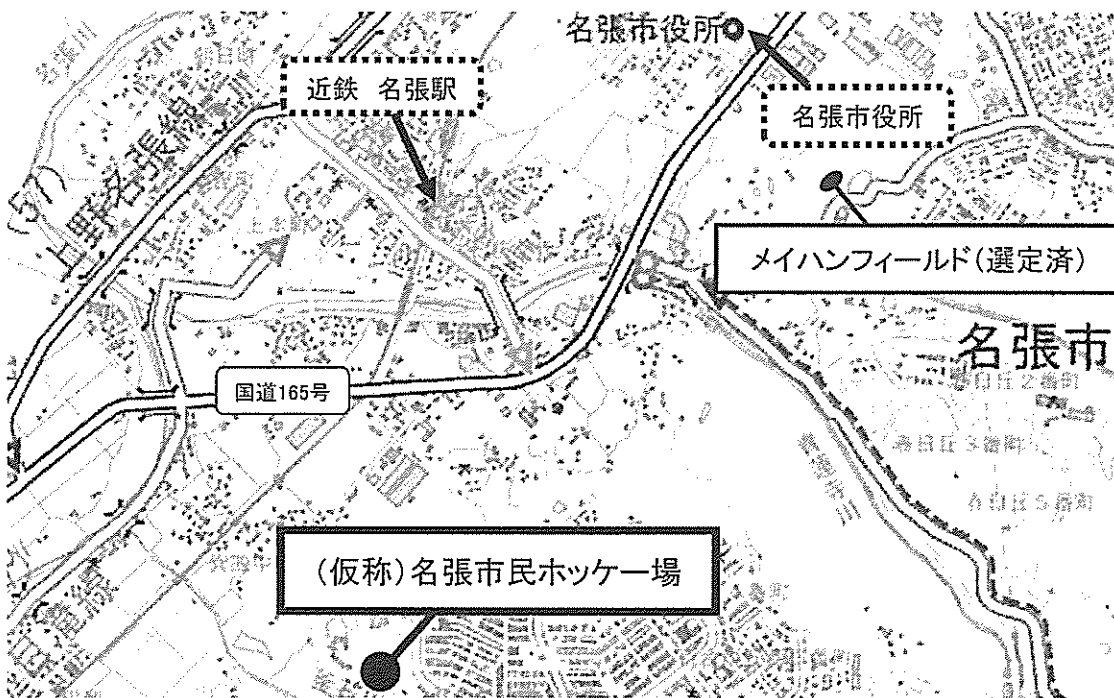
〔住所〕四日市市萱生町1200 〔交通〕東名阪自動車道 四日市東ICよりすぐ
近鉄富田駅より車で10分

【現況】



会場地市町	名張市
会場施設	(仮称)名張市民ホッケー場
競技(種別)	ホッケー(全種別)

【位置図】



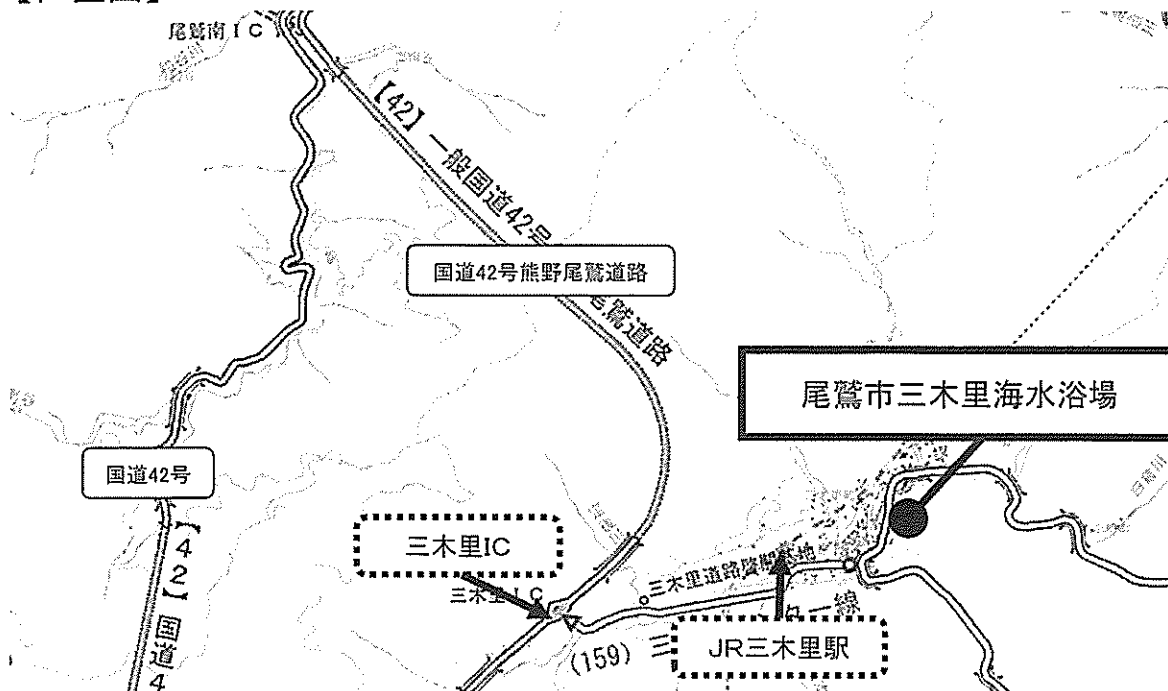
〔住所〕名張市百合が丘西5番町地内 〔交通〕名阪国道 上野ICより車で35分
近鉄名張駅より車で6分

【現況】



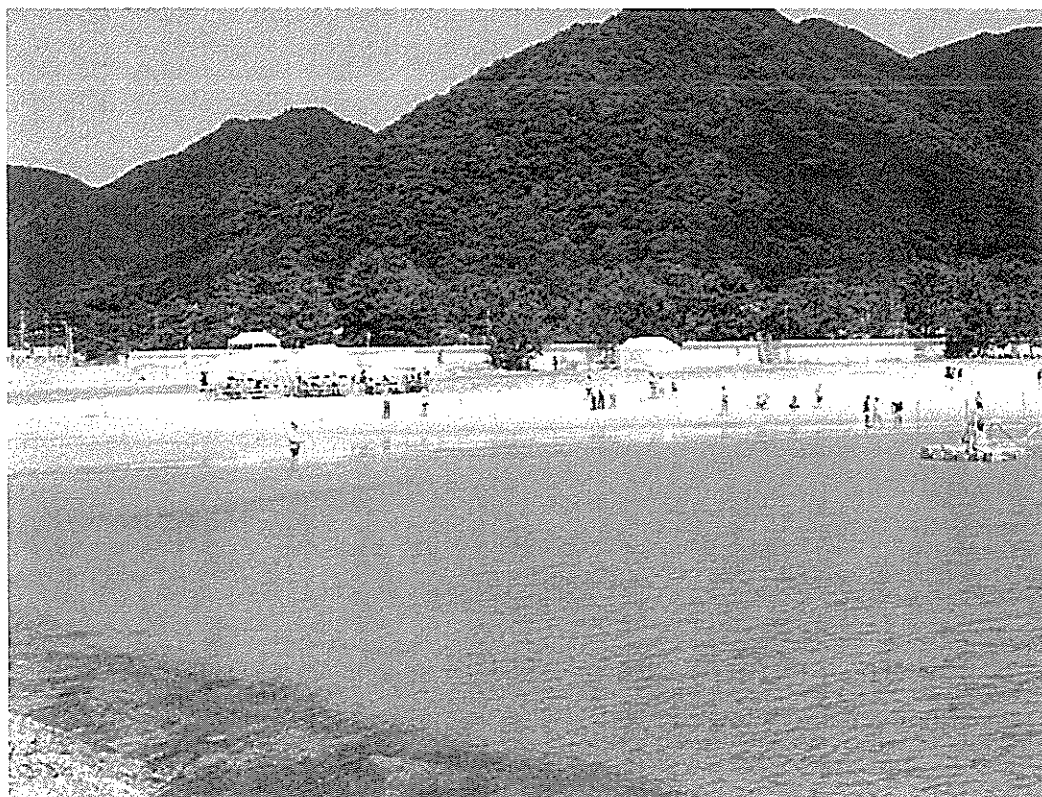
会場地市町	尾鷲市
会場施設	尾鷲市三木里海水浴場
競技(種別)	水泳(オープンウォータースイミング)(全種別)

【位置図】



〔住所〕 尾鷲市三木里町 地内 〔交通〕 国道42号熊野尾鷲道路 三木里ICより車で5分
JR三木里駅より徒歩10分

【現況】



第76回国民体育大会 デモンストレーションスポーツ
実施競技選択及び会場地市町第三次選定（案）


【実施予定競技別】

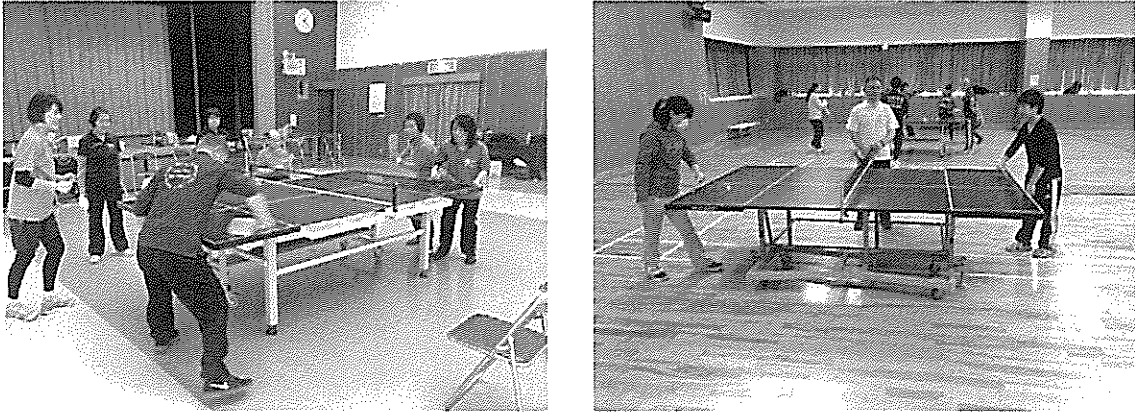
	実施予定競技	会場地市町	競技団体	競技会場予定施設
1	伊賀流手裏剣打スポーツ	伊賀市	一般社団法人伊賀上野観光協会	上野公園特設会場
2	SSピンポン	四日市市	エンジョイSSピンポンクラブ	三重北勢健康増進センター ヘルスプラザ
3	カッターレース	四日市市	四日市港まつり実行委員会	四日市港霞ヶ浦南埠頭西側海域
4	カローリング	亀山市	三重県カローリング協会	亀山市東野公園体育館
5	スポーツ鬼ごっこ	亀山市	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会	亀山市立亀山西小学校
6	ターゲット・バードゴルフ	名張市	三重県ターゲット・バードゴルフ協会	名張市ターゲット・バードゴルフ場
7	タスポニー	四日市市	三重県タスポニー協会	中央緑地新体育館
8	パドルテニス	四日市市	三重県パドルテニス協会	四日市市霞ヶ浦体育館
9	ビリヤード	亀山市	三重県ビリヤード協会	亀山市西野公園体育館
10	ファミリーバドミントン	四日市市	三重県ファミリーバドミントン協会	中央緑地新体育館
11	ユニカール	亀山市	亀山市レクリエーション協会	亀山市東野公園体育館

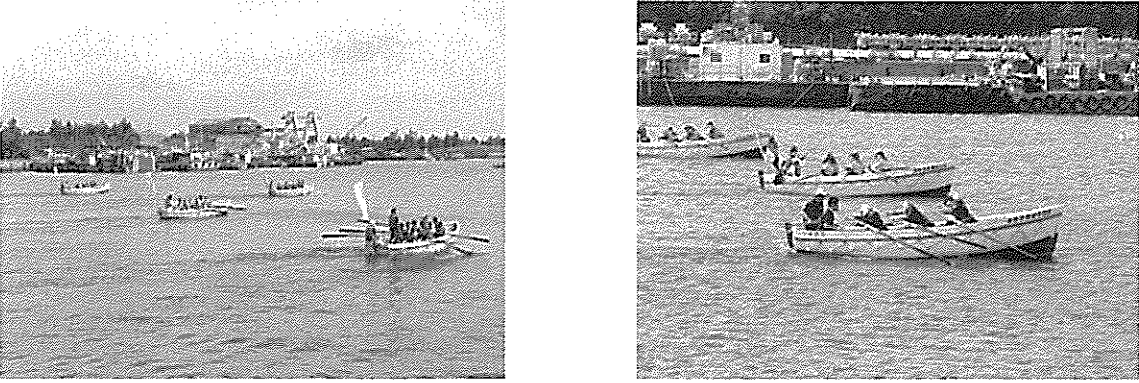
【会場地市町別】

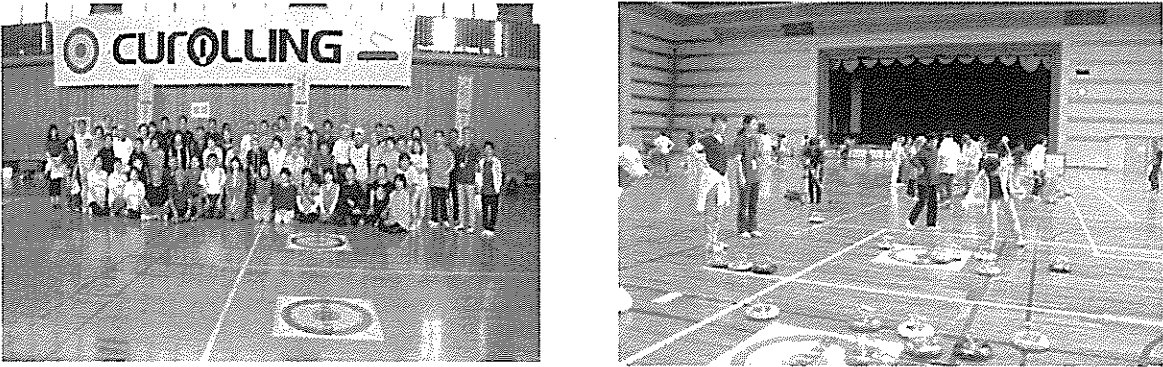
	会場地市町	実施予定競技	競技団体	競技会場予定施設
1	四日市市	SSピンポン	エンジョイSSピンポンクラブ	三重北勢健康増進センター ヘルスプラザ
		カッターレース	四日市港まつり実行委員会	四日市港霞ヶ浦南埠頭西側海域
		タスポニー	三重県タスポニー協会	中央緑地新体育館
		パドルテニス	三重県パドルテニス協会	四日市市霞ヶ浦体育館
		ファミリーバドミントン	三重県ファミリーバドミントン協会	中央緑地新体育館
2	名張市	ターゲット・バードゴルフ	三重県ターゲット・バードゴルフ協会	名張市ターゲット・バードゴルフ場
3	亀山市	カローリング	三重県カローリング協会	亀山市東野公園体育館
		スポーツ鬼ごっこ	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会	亀山市立亀山西小学校
		ビリヤード	三重県ビリヤード協会	亀山市西野公園体育館
		ユニカール	亀山市レクリエーション協会	亀山市東野公園体育館
4	伊賀市	伊賀流手裏剣打スポーツ	一般社団法人伊賀上野観光協会	上野公園特設会場



※ 開催準備を進めていくうえで、「実施予定競技」「競技団体」及び「競技会場予定施設」を変更する場合は、三重県準備委員会と協議し、決定するものとします。

実施予定競技	伊賀流手裏剣打スポーツ
会場地市町	伊賀市
競技団体	一般社団法人伊賀上野観光協会
競技会場予定施設	上野公園特設会場
競技概要	定められた投擲距離の位置から、定められた打ち方で、競技用の手裏剣を素手で的に向かって投擲し、的の同心円圏内に刺さった位置により得た的中点数及び礼式を含む作法や個性、風格等の点数の合計点で競技を行います。
	
<p>写真：一般社団法人伊賀上野観光協会提供</p>	


実施予定競技	SSピンポン
会場地市町	四日市市
競技団体	エンジョイSSピンポンクラブ
競技会場予定施設	三重北勢健康増進センターヘルスプラザ
競技概要	中に金属球が入った転がすと音がするオレンジ色の球と、ラバーなしのラケットを用い、テーブルとネットの間の隙間をくぐらせる競技です。子どもから大人まで誰でも参加できるスポーツで、シングル戦またはダブルス戦で行います。
	
<p>写真：エンジョイSSピンポンクラブ提供</p>	

実施予定競技	カッターレース
会場地市町	四日市市
競技団体	四日市港まつり実行委員会
競技会場予定施設	四日市港霞ヶ浦南埠頭西側海域
競技概要	<p>船舶に搭載され、救命艇、連絡艇として用いられる大型の手漕ぎボートである「カッターボート」を用いて行われるレースです。</p> <p>1チーム8名で編成され、一般部門は400m、女子部門（漕ぎ手6名が女性）は300mでタイムを競います。</p>
 <p>写真：四日市港まつり実行委員会提供</p>	

実施予定競技	カローリング
会場地市町	亀山市
競技団体	三重県カローリング協会
競技会場予定施設	亀山市東野公園体育館
競技概要	<p>1人2個のジェットローラを投球順序に従って11m先のポイントゾーンに向けて相手チームと1個ずつ交互に投球し、ポイントの中心に近いジェットローラの得点の多いチームが勝ちとなる競技です。</p>
 <p>写真：三重県カローリング協会提供</p>	

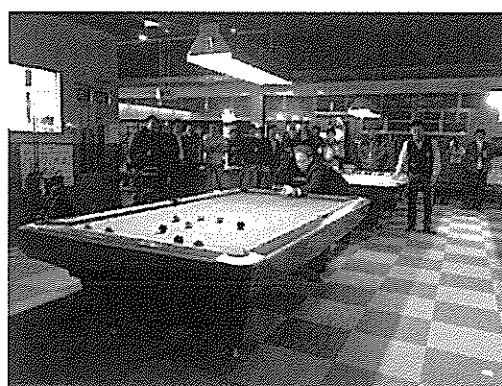
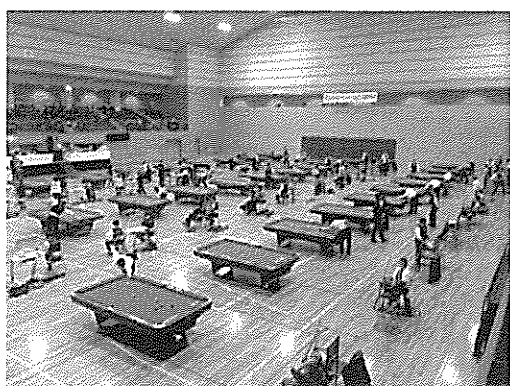
実施予定競技	スポーツ鬼ごっこ
会場地市町	亀山市
競技団体	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会
競技会場予定施設	亀山市立亀山西小学校
競技概要	<p>相手コートで両手タッチされるとコート外に追い出されるというルールで、相手の宝を取り合うスポーツです。</p> <p>宝を取ると1点獲得となり、「コートの中で」、「時間内に」、「チームで力を合わせて相手チームより得点をとる」の三原則で成り立っています。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真：三重スポーツ鬼ごっこ愛好会提供</p>	

実施予定競技	ターゲット・バードゴルフ
会場地市町	名張市
競技団体	三重県ターゲット・バードゴルフ協会
競技会場予定施設	名張市ターゲット・バードゴルフ場
競技概要	<p>羽根付ボールを使用し、傘を逆さにしたようなホールに少ない打数で入れることを競う競技で、老若男女、誰でも気軽にゴルフの醍醐味が味わうことができます。</p> <p>一般男子、シニア男子、女子の3部門、18ホールのストロークプレーで実施します。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真：三重県ターゲット・バードゴルフ協会提供</p>	

実施予定競技	タスポニー
会場地市町	四日市市
競技団体	三重県タスポニー協会
競技会場予定施設	中央緑地新体育館
競技概要	<p>基本的なルールはテニスに似ているスポーツです。</p> <p>テニスボールの代わりに直径 17cm、重さ約 50g のスポンジボールを手で打ち合います。スポンジボール使用のため安全で、コートもテニスコートの4分の1程度であるため、誰でも気軽に楽しむことができます。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真：三重県タスポニー協会提供</p>	

実施予定競技	パドルテニス
会場地市町	四日市市
競技団体	三重県パドルテニス協会
競技会場予定施設	四日市市霞ヶ浦体育館
競技概要	<p>テニスの約3分の1の広さのコートで、板状のラケット（パドル）を使用するテニスと似たスポーツです。基本技術やルールがテニスとほとんど同じなので親しみやすく、フェルト付きの柔らかいボールを使う安全なラケットスポーツです。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真：三重県パドルテニス協会提供</p>	

実施予定競技	ビリヤード
会場地市町	亀山市
競技団体	三重県ビリヤード協会
競技会場予定施設	亀山市西野公園体育館
競技概要	<p>2人で対戦します。ビリヤード台に1番から9番までの的球を並べ、手球を番号順に的球に当ててポケットに落としていきます。最終的に9番のボールを落としたプレイヤーの勝利となります。</p>



写真：三重県ビリヤード協会提供

実施予定競技	ファミリーバドミントン
会場地市町	四日市市
競技団体	三重県ファミリーバドミントン協会
競技会場予定施設	中央緑地新体育館
競技概要	<p>バドミントンと同じ広さのコート、短いシャフトのラケット、羽根の付いたスポンジボールを使用し、バドミンントンのスリルや面白さをそのままに子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に楽しめるスポーツです。</p>



写真：三重県ファミリーバドミントン協会提供

実施予定競技	ユニカール
会場地市町	亀山市
競技団体	亀山市レクリエーション協会
競技会場予定施設	亀山市東野公園体育館
競技概要	3名1チームでチームを組み、ワックスを付けたストーンをマットの上を滑らせ、中心のサークルに近づける競技です。ストーンを相手チームより中心サークルに近づけたチームが勝ちとなります。



写真：亀山市レクリエーション協会提供

会場地市町選定状況と選定(案)

参考②

(平成30年3月19日現在)

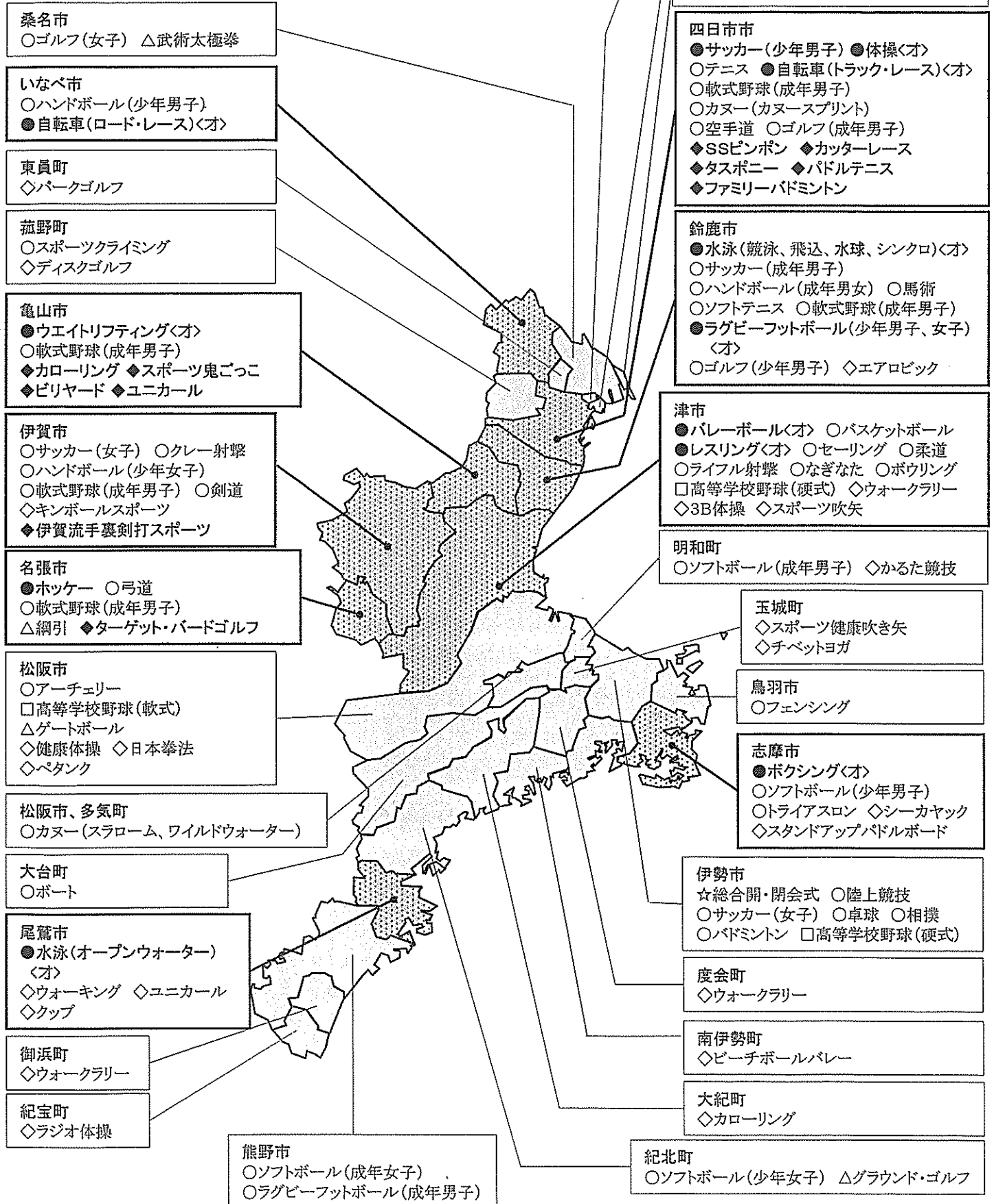
【これまでの会場地市町選定状況】

- ☆:総合開・閉会式・1市 ○:正式競技・18市町 37競技
- :特別競技・3市 1競技 △:公開競技・5市町 5競技
- ◇:デモンストレーションスポーツ・17市町 23競技

【会場地市町選定(案)】

- :正式競技・8市 10競技(末尾の<オ>はオリンピック追加競技の選定)
- ◆:デモンストレーションスポーツ・4市町 11競技

【注】競技名の後の()は、全種別以外の種別又は種目名



桑名市
○ゴルフ(女子) △武術太極拳

いなべ市
○ハンドボール(少年男子)
●自転車(ロード・レース)<オ>

東員町
◇パークゴルフ

菟野町
○スポーツクライミング
◇ディスクゴルフ

亀山市
●ウエイトリフティング<オ>
○軟式野球(成年男子)
◆カローリング ◆スポーツ鬼ごっこ
◆ビリヤード ◆ユニカール

伊賀市
○サッカー(女子) ○クレ射撃
○ハンドボール(少年女子)
○軟式野球(成年男子) ○剣道
◇キンボールスポーツ
◆伊賀流手裏剣打スポーツ

名張市
●ホッケー ○弓道
○軟式野球(成年男子)
△綱引 ◆ターゲット・バードゴルフ

松阪市
○アーチェリー
□高等学校野球(軟式)
△ゲートボール
◇健康体操 ◇日本拳法
◇ペタンク

松阪市、多気町
○カヌー(スラローム、ワイルドウォーター)

大台町
○ボート

尾鷲市
●水泳(オープンウォーター)
<オ>
◇ウォーキング ◇ユニカール
◇クッパ

御浜町
◇ウォークラリー

紀宝町
◇ラジオ体操

熊野市
○ソフトボール(成年女子)
○ラグビーフットボール(成年男子)

朝日町
△パワーリフティング

川越町
◇ソフトバレーボール

木曽岬町
◇スポーツチャンバラ

四日市市
●サッカー(少年男子) ●体操<オ>
○テニス ●自転車(トラック・レース)<オ>
○軟式野球(成年男子)
○カヌー(カヌースプリント)
○空手道 ○ゴルフ(成年男子)
◆SSピンポン ◆カッターレース
◆タスポニー ◆パドルテニス
◆ファミリーバドミントン

鈴鹿市
●水泳(競泳、飛込、水球、シンクロ)<オ>
○サッカー(成年男子)
○ハンドボール(成年男女) ○馬術
○ソフトテニス ○軟式野球(成年男子)
●ラグビーフットボール(少年男子、女子)
<オ>
○ゴルフ(少年男子) ◇エアロビック

津市
●バレーボール<オ> ○バスケットボール
●レスリング<オ> ○セーリング ○柔道
○ライフル射撃 ○なぎなた ○ボウリング
□高等学校野球(硬式) ◇ウォークラリー
◇3B体操 ◇スポーツ吹矢

明和町
○ソフトボール(成年男子) ◇かるた競技

玉城町
◇スポーツ健康吹き矢
◇チベットヨガ

鳥羽市
○フェンシング

志摩市
●ボクシング<オ>
○ソフトボール(少年男子)
○トライアスロン ◇シーカヤック
◇スタンドアップパドルボード

伊勢市
☆総合開・閉会式 ○陸上競技
○サッカー(女子) ○卓球 ○相撲
○バドミントン □高等学校野球(硬式)

度会町
◇ウォークラリー

南伊勢町
◇ビーチボールバレー

大紀町
◇カローリング

紀北町
○ソフトボール(少年女子) △グラウンド・ゴルフ

会場地市町における開催予定施設の変更について（案）

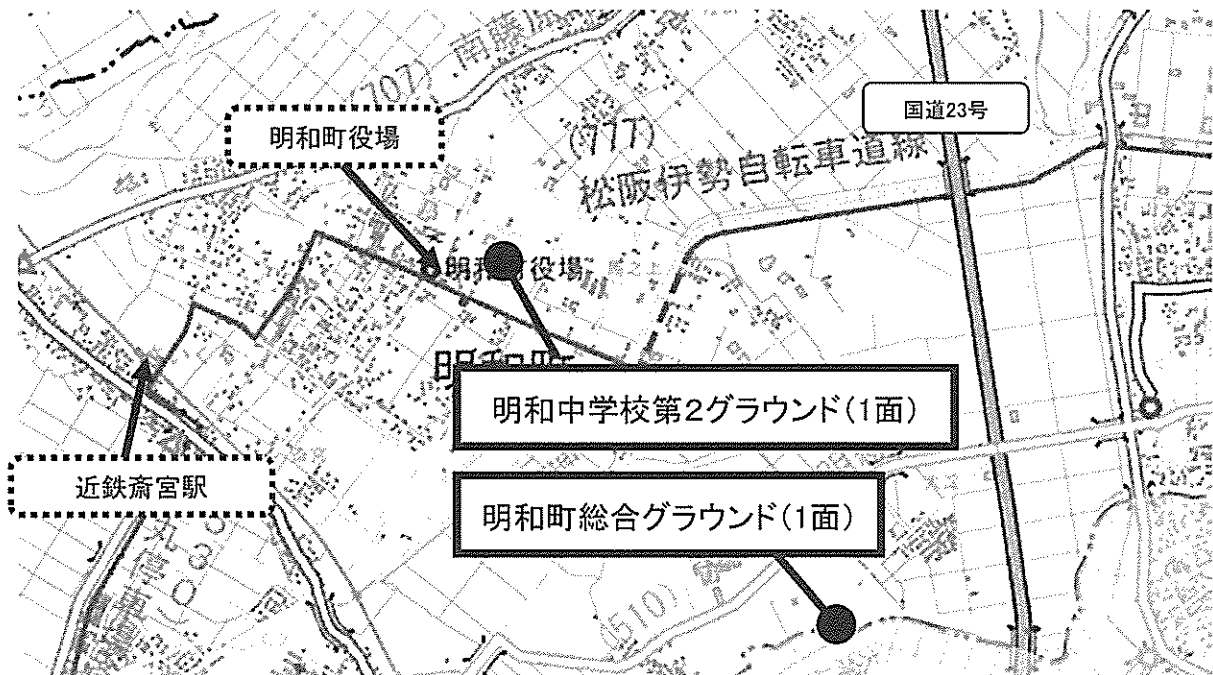
ソフトボール競技（成年男子）

会場地市町	開催予定施設	
明和町	変更前	明和町総合グラウンド（2面）
	変更後	明和町総合グラウンド（1面） 明和中学校第2グラウンド（1面）

開催予定施設の変更（案） 施設概要

会場地市町	明和町
会場施設	明和町総合グラウンド(1面) 明和中学校第2グラウンド(1面)
競技(種別)	ソフトボール(成年男子)

【位置図】



明和町総合グラウンド

〔住所〕

明和町大字大淀字向野595番地

〔交通〕

伊勢自動車道 玉城ICより約15分

近鉄斎宮駅より車で約10分

明和中学校第2グラウンド

〔住所〕

明和町大字馬之上918番地3

〔交通〕

伊勢自動車道 玉城ICより約15分

近鉄斎宮駅より徒歩で約20分

【現況】 明和町総合グラウンド(2面→1面に変更)



明和中学校第2グラウンド(1面)



第76回国民体育大会 式典基本方針（案）

第76回国民体育大会（以下、大会）の式典は、「国民体育大会開催基準要項」、「第76回国民体育大会開催基本方針」、「第76回国民体育大会開催基本構想」を踏まえ、スポーツの祭典としてふさわしい式典とする。

1 基本理念

- (1) 多くの県民がさまざまな形で式典に参加できる仕組みを作り、全国から集う選手・観客をもてなすことで、温かい心のつながりを感じられる式典とする。
- (2) 「三重県の魅力」を共感または再認識できるような機会づくりに努め、コンセプトを明確にすることで参加者の心に残る式典とする。
- (3) 選手の負担軽減に考慮し、創意工夫を凝らしたすべての人、環境にやさしいスマートな式典とする。

2 式典の構成

式典は、大会の総合開・閉会式、各競技会の表彰式、大会旗・炬火イベントで構成する。

(1) 総合開・閉会式

総合開・閉会式は、「国民体育大会開催基準要項第20項」の規定による式典、役員・選手団入退場及び集団演技で構成する。

(2) 表彰式

各競技会の表彰式は、「国民体育大会開催基準要項細則第8項」の規定により構成する。

(3) 大会旗・炬火イベント

大会旗・炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事及び総合開・閉会式で構成する。

3 式典の企画・運営

(1) 総合開・閉会式

総合開・閉会式は、第76回国民体育大会三重県準備委員会が企画・運営にあたる。

(2) 表彰式

第76回国民体育大会における各競技会の表彰式は、第76回国民体育大会三重県準備委員会が定める要領に基づき、会場地市町準備委員会が関係競技団体と協議の上、企画・運営にあたる。

(3) 大会旗・炬火イベント

大会旗・炬火イベントは、別に定める要項に基づくものとする。

第76回国民体育大会式典基本方針（案）関連諸規定

（公財）日本体育協会「国民体育大会開催基準要項」 関連部分抜粋

20 大会の式典

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開会式及び総合閉会式として、開催県が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として60分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

「総合開会式」

開会宣言、国旗掲揚大会旗・日体協旗・実施競技団体旗掲揚、開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚、天皇杯・皇后杯返還、大会会長あいさつ、文部科学大臣あいさつ、天皇陛下お言葉、炬火点火、選手代表宣誓

「総合閉会式」

成績発表表彰状授与、天皇杯・皇后杯授与、大会会長あいさつ、開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納、大会旗・日体協旗・実施競技団体旗降納、国旗降納、炬火納火、国体旗引継、次期開催県旗掲揚、閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
- (5) 競技会終了後の表彰式は細則第8項により実施することができる。

（国民体育大会開催基準要項細則） 関連部分抜粋

8 本則第19項第5号（各競技会表彰式の要領）

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

「表彰式」

成績発表、表彰状授与、大会会長トロフィー授与、競技会会長閉会のあいさつ、会場地代表歓送のことは、国旗降納、大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

21 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

第76回国民体育大会 開催基本方針

1 基本方針

第76回国民体育大会は、人々が夢と感動を覚え、県民の皆さんが郷土の一体感を感じ、あわせて豊かな交流の輪が生まれ、広がっていく大会をめざします。

大会の開催にあたっては、県民総参加の大会として、県民の皆さんが自ら取り組み、みんなで支えあう大会とします。また、「国体改革」の取組をさらに進め、一層の改善・改革に努めるとともに、創意工夫により来訪者を温かく迎える大会となるよう心がけます。

この大会の開催を契機に、人々が健康と生きがいを感じ、人與人、地域と地域の絆づくりが進み、活力に満ちた元気な三重を創ります。

2 実施目標

(1) 県民総参加

県民の皆さんが、競技会等を「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持つことで、県民総参加の大会をめざします。

また、市町、県体育協会・競技団体や関係機関等、各主体との緊密な連携を図りながら、県民の皆さんとともに国体の新しい運営のあり方やしくみづくりに取り組みます。

(2) 簡素・効率化

県・市町施設をはじめ、県内の既存施設の有効活用を図るとともに、大会運営においても民間活力の導入など、大会の簡素・効率化に努めます。

(3) 情報発信と交流の輪づくり

三重の美しい自然と豊かな伝統や文化を全国に発信し、三重の魅力をアピールするとともに、県民の皆さんが、三重を訪れる人々をおもてなしの心で温かく迎え、交流の輪を広げていきます。

(4) 本県のスポーツの推進

国体の開催を契機に、地域スポーツが普及し、県民の皆さんが健康で生きがいのある生活を送っています。また、本県代表の選手が国内外で活躍し、県民に夢と感動を届けるとともに、将来にわたってトップアスリートを輩出しています。

第76回国民体育大会 警備・消防防災基本計画（案）

第76回国民体育大会警備・消防防災基本方針に基づき、県及び会場地市町は、警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等（以下「関係機関及び団体等」という。）と相互に緊密な連携を図り、次に掲げる業務を実施する。

1 実施業務

(1) 自主警備業務

- ① 自主警備体制の確立に関する事。
- ② 雑踏事故、事件等の防止に関する事。
- ③ 交通整理誘導に関する事。
- ④ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関する事。

(2) 消防防災業務

- ① 火災その他災害の予防に関する事。
- ② 火災その他災害発生時の情報収集、伝達、避難誘導及び消防防災体制（救急、救助体制を含む）の確立に関する事。
- ③ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関する事。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ① 発生に備えた組織体制の確立に関する事。
- ② 発生時の情報収集、伝達、避難誘導及び救急・救助体制の確立に関する事。
- ③ 発生時の関係機関及び団体等との緊密な連携に関する事。

2 実施場所

(1) 県

総合開・閉会式会場、主催する大会関連イベント会場及びその周辺等

(2) 会場地市町

競技会場、練習会場、宿泊施設、主催する大会関連イベント会場及びその周辺等

3 業務内容

(1) 大会開催前

別記1「大会準備期間中における実施細目」のとおり

(2) 大会開催中

別記2「大会開催期間中における実施細目」のとおり

4 その他

(1) 事件・事故防止対策の推進

事件・事故防止対策を推進するため、警察・消防機関等と相互に緊密な連携を図る。

(2) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

「大会準備期間中における実施細目」

1 業務内容

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）の作成
- イ 自主警備実施計画の作成
- ウ 自主警備体制の確立
- エ 実地踏査の実施
- オ 通信体制の確立
- カ 施設、構造物の安全対策の推進
- キ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
- ク 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(2) 消防防災業務

- ア 消防防災実施計画の作成
- イ 消防防災体制（救急、救助含む）の確立
- ウ 実地踏査の実施
- エ 通信体制の確立
- オ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備及び防火安全対策の推進
- カ 防火防災意識の啓発活動の推進
- キ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
- イ 情報収集、連絡体制の確立
- ウ 通信体制の確立
- エ 大会参加者等（大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の安全確保及び避難誘導体制の確立
- オ 救急、救助体制及び医療機関等の協力による救急搬送体制の確立
- カ 発生した場合の各種対策の周知

「大会開催期間中における実施細目」

1 実施体制

- (1) 県は県警備消防防災本部（仮称）を設置するとともに、開・閉会式会場に現地警備消防防災本部（仮称）を設置する。
- (2) 会場地市町は会場地市町警備消防防災本部（仮称）を設置するとともに、必要に応じて競技会場等に現地警備消防防災本部（仮称）を設置する。
- (3) 県及び会場地市町は、大規模災害・突発重大事案が発生または発生の恐れがある場合、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行または連携協力する。

2 業務内容

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）及び施設管理規程等に基づく会場管理
- イ 自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
- ウ 通信手段の確保、運用
- エ 大会参加者等の案内及び誘導
- オ 関係車両の案内、誘導、交通整理及び駐車場利用状況の把握
- カ 入退場者管理（手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等）
- キ 雑踏警備の実施
- ク 不審者、不審物に対する適切な対応
- ケ 会場施設への不法侵入防止、施錠確認等の管理
- コ 迷子、遺失物等への対応
- サ 関係機関及び団体等との緊密な連携

(2) 消防防災業務

- ア 火災予防及び初期消火活動
- イ 火災その他災害情報の収集、伝達及び通報
- ウ 消防法に基づく収容人員の適正管理
- エ 消防用設備等の点検
- オ 緊急車両の配備依頼及び通信施設、その他消防防災業務に必要な機械器具の配備
- カ 通信体制の確保、運用
- キ 救急、救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
- ク 火災発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- ケ 関係機関及び団体等との緊密な連携及び情報交換

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- イ 発生時における大会参加者等の安全確保及び避難誘導
- ウ 発生時における緊急車両の誘導及び通行路の確保
- エ 発生時における救急、救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
- オ 発生時における通信手段の確保、運用
- カ 発生時における関係機関との緊密な連携

第 76 回国民体育大会 警備・消防防災基本方針

第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）における警備・消防防災対策については、関係機関、団体等との緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、大会期間中には、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期するものとする。

1 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等における事件・事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

また、大会期間中には、関係機関、団体等の協力を得て防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

2 消防防災対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等での火災その他の災害予防及び災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

また、大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関、団体等の協力を得て防火・防災意識の高揚を図る。

3 大規模災害・突発重大事案対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

4 関係機関等との連絡調整

県及び会場地市町は、関係機関、団体等との緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防防災対策の円滑な推進を図る。

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項 変更（案）

第76回国民体育大会三重県準備委員会会則第12条第6項第2号の規定により、馬事衛生専門委員会を新たに設置し、付託及び委任事項を次のとおりとする。

専門委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設置済</div>	1 総合的な計画の立案、推進に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町の業務分担に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の調査、調整等に関すること。 2 会場地の選定の調査、調整等に関すること。 3 開・閉会式の選定の調査、調整等に関すること。 4 県及び会場地市町の業務分担の調査、調整等に関すること。 5 文化プログラムの調査、調整等に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の調査、調整等に関すること。
施設 専門委員会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設置済</div>	1 競技施設及び関連施設に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設に関すること。 3 情報通信施設整備に関すること。 4 その他施設に係る重要な事項に関すること。	1 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 3 情報通信施設整備の調査、調整等に関すること。 4 その他施設に係る調査、調整等に関すること。
競技 専門委員会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設置済</div>	1 競技運営等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 競技用具の整備検討に関すること。 4 競技記録に関すること。 5 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。	1 競技運営等の調査、調整等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成の調査、調整等に関すること。 3 競技用具の整備検討の調査、調整等に関すること。 4 競技記録の調査、調整等に関すること。 5 その他競技運営に係る調査、調整等に関すること。

<p>広報・県民運動 専門委員会</p> <p>設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報に関すること。 2 県民運動に関すること。 3 大会愛称、スローガン、マスコット等に関すること。 4 その他、広報、県民運動に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の調査、調整等に関すること。 2 県民運動の調査、調整等に関すること。 3 大会愛称、スローガン、マスコット等の調査、調整等に関すること。 4 その他広報、県民運動の調査、調整等に関すること。
<p>輸送・交通 専門委員会</p> <p>設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の調査、調整等に関すること。 2 その他輸送及び交通の調査、調整等に関すること。
<p>宿泊 専門委員会</p> <p>設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の調査、調整等に関すること。 2 その他宿泊の調査、調整等に関すること。
<p>医事・衛生 専門委員会</p> <p>設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事・衛生に関すること。 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事・衛生の調査、調整等に関すること。 2 その他医事・衛生の調査、調整等に関すること。
<p>式典 専門委員会</p> <p>設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典の調査、調整等に関すること。 2 その他式典の調査、調整等に関すること。
<p>警備・消防 専門委員会</p> <p>設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防・防災に関すること。 2 その他警備及び消防・防災に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防・防災の調査、調整に関すること。 2 その他警備及び消防・防災の調査、調整等に関すること。
<p>馬事衛生 専門委員会</p> <p>新規設置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 馬事衛生に関すること。 2 その他馬事衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 馬事衛生の調査、調整等に関すること。 2 その他馬事衛生の調査、調整等に関すること。

そ の 他

今後の国体開催準備スケジュールについて

平成 30 年度当初における国体開催準備については、次のとおり会議開催等を予定しています。

年 月	内 容
平成 30 年度 (3 年前)	5 月 ○市町、競技団体連絡調整会議 ・各種調査の依頼 など
	6 月 ○第 11 回総務企画専門委員会 ・競技別会期（案）の審議、決定 ・各種方針の審議 など ○第 8 回広報・県民運動専門委員会 ・県民運動アクションプログラム（案）の審議、決定 など ○第 1 回馬事衛生専門委員会 ・馬事衛生基本方針（案）の審議 など ○第 21 回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会 第 4 回委員会 ・実行委員会への移行等についての審議 など
	7 月 ※（公財）日本体育協会 理事会 ・第 76 回国民体育大会開催地（三重県）の決定について ○第 12 回常任委員会 ・開催準備総合計画の改正（案）の審議、決定 ・各種方針の審議、決定 など ○準備委員会第 7 回総会 ・平成 29 年度事業報告（案）、収支決算（案）の審議、決定 ・三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（仮称）の設置及び会則改正（案）の審議、決定 など ○実行委員会第 1 回総会 ・平成 30 年度事業計画（案）、収支予算（案）の審議、決定

注：開催時期や内容は、いずれも予定であり、準備の進捗により変動することがあります。

第76回国民体育大会三重県準備委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第76回国民体育大会三重県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第76回国民体育大会（冬季大会を除く。以下「大会」という。）を三重県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備のための経費に関すること
- (5) 公益財団法人日本体育協会、文部科学省、関係競技団体、その他関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (6) その他大会を開催するために必要な準備に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町を代表する者
- (2) 県及び市町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者及び役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名以上10名以内
- (3) 常任委員 30名以上50名以内
- (4) 監 事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、三重県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する。

- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事
 - (2) 大会開催基本方針に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
 - (6) その他重要な事項に関する事
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長が指名する。
- 6 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関する事
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員において準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 第8条の規定は、専門委員において準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1 この会則は、平成24年8月31日から施行する。

2 準備委員会の平成24年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、準備委員会が設立された日から始まり、平成25年3月31日までとする。

第76回国民体育大会三重県準備委員会 常任委員会委員名簿

委員長1名、副委員長8名、委員42名 計51名

平成30年3月19日現在
(敬称略、順不同)

役職名	所属機関・団体・役職名	氏名
委員長	三重県知事	鈴木 英敬
副委員長	三重県議会議長	舟橋 裕幸
	三重県市長会会長	前葉 泰幸
	三重県町村会会長	谷口 友見
	公益財団法人 三重県体育協会会長	竹林 武一
	三重県副知事	渡邊 信一郎
	三重県副知事	稲垣 清文
	三重県危機管理統括監	服部 浩
	三重県教育委員会教育長	廣田 恵子
常任委員	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	下野 幸助
	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
	三重県市町教育長会会長	上島 和久
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	藤澤 幸三
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	向井 弘光
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	濱田 典保
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	武田 美保
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	上田 豪
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	梅村 光久
	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
	一般社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	井村 正勝
	三重県中学校体育連盟会長	中西 裕之
	三重県高等学校体育連盟会長	辻 昭司
	三重県商工会議所連合会会長	岡本 直之
	三重県商工会連合会会長	藤田 正美
	三重県中小企業団体中央会会長	佐久間 裕之
	三重県経営者協会会長	小倉 敏秀
	公益社団法人 三重県医師会会長	青木 重孝
	一般社団法人 三重県病院協会理事長	濱田 正行
	公益社団法人 三重県看護協会会長	西宮 勝子
	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	田所 泰
	一般社団法人 三重県薬剤師会会長	西井 政彦

常任委員	公益社団法人 三重県観光連盟会長	雲井 敬
	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	木村 圭仁朗
	公益社団法人 三重県バス協会会長	雲井 敬
	三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
	三重県防災対策部長	福井 敏人
	三重県戦略企画部長	西城 昭二
	三重県総務部長	嶋田 宜浩
	三重県健康福祉部長	田中 功
	三重県環境生活部長	井戸畑 真之
	三重県地域連携部長	鈴木 伸幸
	三重県地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
	三重県地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
	三重県農林水産部長	岡村 昌和
	三重県雇用経済部長	村上 亘
	三重県雇用経済部観光局長	河口 瑞子
	三重県県土整備部長	水谷 優兆
	三重県企業庁長	山神 秀次
	三重県病院事業庁長	長谷川 耕一
三重県警察本部長	難波 健太	